

○巻頭特集1(奄美の世界自然遺産登録について)

奄美の世界自然遺産登録

令和3年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されました。

これにより、鹿児島県は、屋久島と合わせて2つの世界自然遺産を有する国内で唯一の都道府県になりました。

ここでは、奄美大島と徳之島が世界自然遺産に登録された経緯や自然環境の保全と利用の両立を図るための取組などについて紹介します。

1 世界自然遺産登録までの経緯

平成15年に世界自然遺産候補地になることが決定してから、十数年もの長きにわたる取組を重ね、世界自然遺産に登録されました。

平成15(2003)年5月	国の検討会において、奄美群島を含む琉球列島を知床、小笠原諸島とともに世界自然遺産の候補地として選定
平成25(2013)年1月	国が世界遺産暫定一覧表に記載を決定 (ユネスコ世界遺産センターへの提出)
平成25(2013)年12月	国が遺産候補地として奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島を選定
平成29(2017)年2月	国がユネスコ世界遺産センターへ推薦書を提出
平成29(2017)年3月	奄美群島国立公園の指定
平成30(2018)年5月	国際自然保護連合(IUCN)による世界遺産委員会への登録延期勧告 → 6月 国は、推薦書を一旦取り下げ
平成31(2019)年2月	国がユネスコ世界遺産センターへ推薦書を再提出
令和3(2021)年5月	IUCNによる世界遺産委員会への登録勧告
令和3(2021)年7月	第44回世界遺産委員会において登録が決定

2 世界自然遺産としての顕著な普遍的価値

琉球列島は、亜熱帯気候に属し、地殻変動や気候変動等によって、ユーラシア大陸と分離・結合を繰り返し、現在の形になりました。

また、暖流である黒潮と、夏は太平洋から、冬は大陸から海を渡って吹いてくる季節風によって、年間を通じて温暖で雨が豊富です。このような条件の下で、各島では大陸や他の島から切り離された動植物が独自に進化するなどして、ユニークな生態系ができました。

なかでも、奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島は、アマミノクロウサギなどの絶滅危惧種を含む動植物の生息・生育地であり、島の成り立ちを反映した独自の生物進化を背景とした、国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域です。

この「生物多様性」が評価され、世界自然遺産に登録されました。



3 自然環境の保全と利用の両立

世界自然遺産に登録された後も、遺産の価値であるすばらしい自然環境を維持することが重要です。

そのため、県では、関係者と連携を図りながら、自然環境の保全と利用の両立を図るための様々な取組を実施しています。

(1) 希少種保護、外来種対策

奄美大島と徳之島には、ここにしかない多くの希少な野生の動植物が生息・生育しています。しかし、生息・生育環境の悪化や盗採、外来種による影響等により、これらの多くが絶滅の危機に瀕しています。

そのため、希少種の保護の取組や外来種対策を実施しています。

① 希少種の保護

「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、リュウキュウアユ、アマミセイシカなどの希少種を指定希少野生動植物として指定し、捕獲等を禁止しています。

また、「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を設置しており、保護のために必要な対策等の調整や協議、「希少野生動植物盗採防止キャンペーン」といった普及啓発を図るための取組等を実施しています。

さらに、令和元年11月から、奄美大島及び徳之島における貴重な野生動植物の保護の取組に協力する企業・団体等と「奄美大島・徳之島の貴重な野生動植物を守り隊」を結成し、希少種の保護体制を強化しています。



② 外来種対策

「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」に基づき、ニホンスッポン、コイなど奄美群島に元々生息・生育していなかった種を指定外来動植物として指定し、指定外来動植物の放し等を禁止しています。

また、多様な主体が外来種の駆除活動に取り組んでいただけるよう緊急に防除対策が必要な種などについて「外来種駆除対応マニュアル」を作成し、駆除活動への協力を呼びかけています。



(2) 奄美群島持続的観光マスタープランに基づく取組

持続的な観光を計画的に進めることによって、観光資源である自然環境の保全につなげ、環境文化の保全と継承、地域社会の振興と発展を目指すため、国、県、市町村、民間団体等の共通の指針として、平成28年3月に「奄美群島持続的観光マスタープラン」を策定しました。このマスタープランに基づき、主に3つの取組を行っています。

① 利用の適正化

自然保護上重要な地域において利用ルールを作ることで、増加する利用者による過剰利用を防止し、貴重な動植物を保護するため、奄美大島の金作原や市道三太郎線周辺、徳之島の林道山クビリ線において、地域毎に関係行政機関、エコツアーガイド、地域住民、関係団体等で作った利用のルールを導入しています。



図(上) ガイドによるエコツアー
図(右) 利用ルール看板



**世界自然遺産
奄美トレイル**
Amami World Heritage Trail



② 世界自然遺産奄美トレイルの設定

地元の方や訪れる方が奄美群島の自然や文化に親しめること、奄美大島と徳之島が世界自然遺産に登録された効果を奄美群島全体に波及させ、島と島の結びつきをより強くすることを目的に作られました。

奄美トレイルは、奄美群島の有人島8島を14エリアに分け、各エリアに3～6コースを設定しており、令和3年1月に全線が開通しました(12市町村, 51コース, 総延長約550km)。各コースは、地元の市町村、地域おこし協力隊、地域住民のみなさんから、地元の見どころや心地よい道を挙げていただき、設定されています。



③ 施設整備

世界自然遺産登録後の増加する観光客等に対応するため、島内に施設を適切に配置することによって、利用を計画的に誘導するとともに、島内を回遊する動線をつくり、遺産地域の保全と利用者満足度の向上を図るよう、国、県、市町村が役割分担しながら、優先度の高い施設の整備を進めています。

県では、奄美パークの設置・運営のほか、気軽に奄美の自然を体感できる施設として、奄美自然観察の森(龍郷町)の再整備を支援しています。



(3) 普及啓発



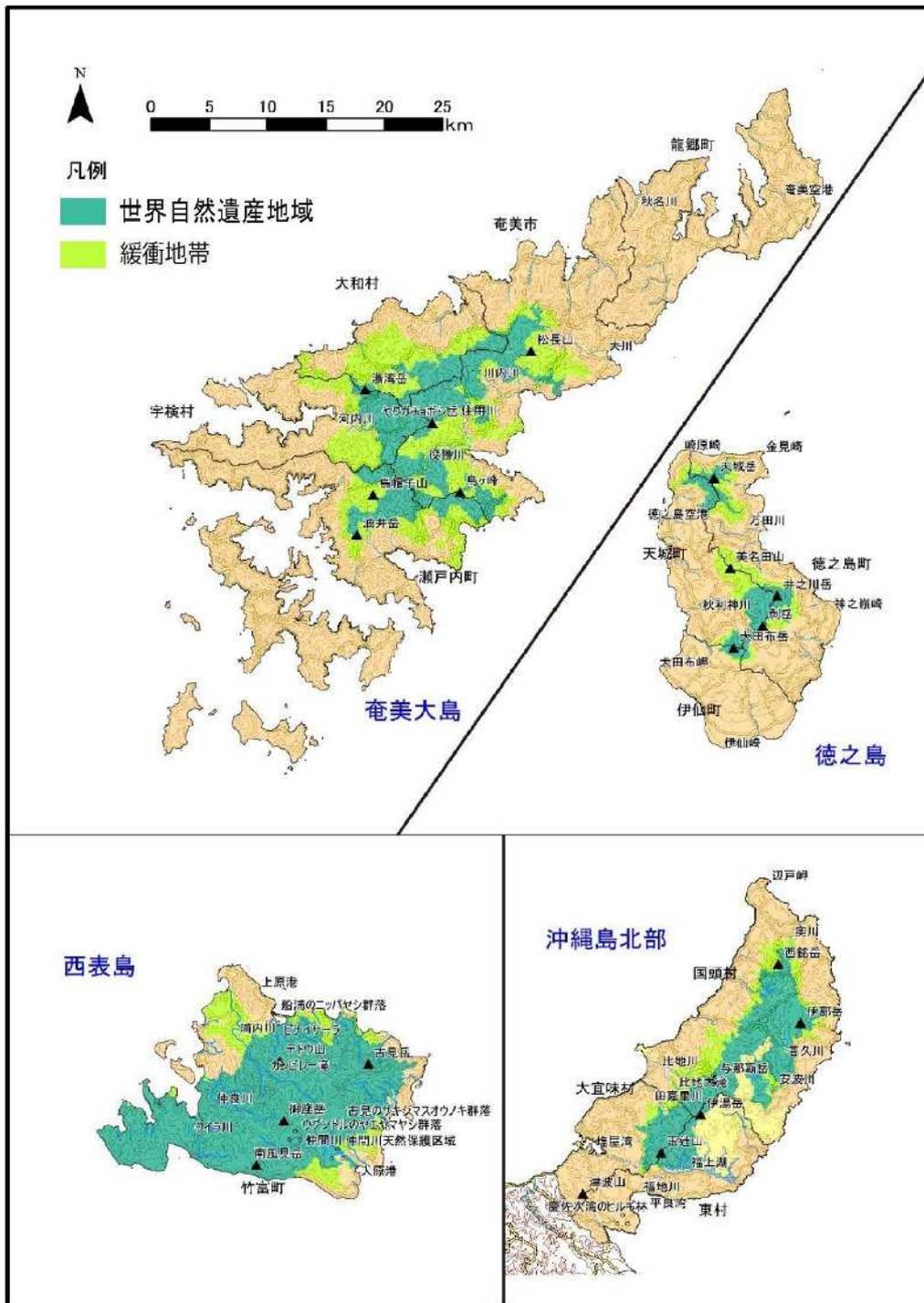
奄美の世界自然遺産や奄美群島の自然環境等について、地域住民や来島者に向けて、シンポジウムの開催やパンフレットの作成・配布等を実施しています。



世界自然遺産の価値を次の世代へ継承するために

自然環境の保全と利用の両立は、多くの方々の御理解、御協力があってできるものです。世界の宝をみんなで守っていきましょう。

(参考) 世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の概要



【世界自然遺産地域及び緩衝地帯の面積と関係する市町村】

構成要素の名称	世界自然遺産地域 (ha)	緩衝地帯 (ha)	関係する市町村
奄美大島	11,640	14,663	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町
徳之島	2,515	2,812	徳之島町、天城町、伊仙町
沖縄島北部	7,721	3,398	国頭村、大宜味村、東村
西表島	20,822	3,594	竹富町
総面積	42,698	24,467	